

## 【特別会計及び企業会計の主な事業内容】

### ■特別会計

#### 【国民健康保険事業】

予算額 64億9,800円（前年比 3億9,800万円、6.5%増）

○保険給付費 46億9,501万円（前年比 2億4,039万円、5.4%増）

○国民健康保険事業費納付金 16億 218万円（前年比 1億3,968万円、9.6%増）

- ・国保都道府県広域化に伴う京都府への納付金

※令和4年度京丹後市国民健康保険事業特別会計における国保税率・税額は現行を維持（据え置き）

	医療分	支援分	介護分	計
所得割	6.54%	2.20%	2.10%	10.84%
資産割	19.10%	6.40%	6.50%	32.00%
均等割	21,200円	7,200円	9,600円	38,000円
平等割	22,400円	7,600円	6,600円	36,600円

**【国民健康保険直営診療所事業】**

予算額 2億1,900万円（前年比 500万円、2.3%増）

**○直営診療所管理費**

1億2,960万円（前年比 △552万円、△4.1%）

- ・市運営（3診療所：間人、野間、佐濃）
- ・指定管理者制度による運営（3診療所：大宮、五十河、宇川）

**○医業費（3診療所）**

4,706万円（前年比 △291万円、△5.8%）

- ・医療用機械器具借上料、医薬材料費、血液検査等委託料など

**○公債費（償還元金及び利子）**

3,925万円（前年比 1,226万円、45.4%増）

**【介護保険事業】**

予算額 69億8,800万円（前年比 500万円、0.1%）

**○介護保険給付費**

65億2,274万円（前年比 292万円、0.1%増）

- ・介護サービス給付費、介護予防サービス給付費など

**○地域支援事業費**

3億7,564万円（前年比 27万円、0.1%増）

- ・配食サービス事業や認知症総合支援、成年後見制度利用支援など

## ■企業会計

### 《水道事業会計》

項 目		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
収益的	収入	15億5,353万円	14億8,221万円	7,132万円	4.8%
	支出	16億4,515万円	15億9,915万円	4,600万円	2.9%
資本的	収入	11億4,848万円	12億 510万円	△5,662万円	△4.7%
	支出	15億9,884万円	17億4,671万円	△1億4,787万円	△8.5%

○中野浄水場更新整備事業（峰山） 1億4,000万円

【総事業費】 24億 200万円

【事業期間】 平成29年度～令和5年度 7か年

【令和4年度の事業内容】 浄水池築造、場内整備、中央監視装置更新など

○中野水系配水池更新整備事業（峰山） 2億2,601万円

【総事業費（予定）】 27億1,300万円

【事業期間（予定）】 令和3年度～令和9年度 7か年

【令和4年度の事業内容】 建設予定地の造成、送配水管布設工事、詳細設計等委託業務

○施設改良事業 5億6,313万円

・配水管布設及び布設替事業など

《下水道事業会計》

項 目		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
収益的	収入	22億7,945万円	24億3,795万円	△1億5,850万円	△6.5%
	支出	25億2,030万円	26億4,405万円	△1億2,375万円	△4.7%
資本的	収入	20億5,318万円	28億 900万円	△7億5,582万円	△26.9%
	支出	26億6,330万円	34億5,883万円	△7億9,553万円	△23.0%

○管渠整備事業 7億4,286万円

- ・水洗化計画に基づく管渠布設工事など

○施設改良事業 2億2,401万円

- ・老朽化した施設の改修、更新事業など

○浄化槽整備事業 1億2,910万円

- ・公共浄化槽区域における浄化槽の整備

《病院事業会計》

項 目		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
収益的	収入	72億9,300万円	74億7,700万円	△1億8,400万円	△2.5%
	支出	76億円	78億500万円	△2億500万円	△2.6%
資本的	収入	9億1,258万円	5億6,841万円	3億4,417万円	60.5%
	支出	11億5,110万円	7億9,733万円	3億5,377万円	44.4%

【弥栄病院】

長寿・地域疫学講座共同研究

3,600万円

医療機器等整備

1億300万円

(内視鏡システム更新・手術台更新等)

【久美浜病院】

医療機器等整備

3億2,000万円

(電子カルテシステム導入等)

【看護師等修学資金貸付金】

1,656万円

看護師・助産師を養成する学校の修学に要する経費を貸与（貸与の額：月額5万円）

薬剤師を養成する学校の修学に要する経費を貸与（貸与の額：月額10万円を限度）